

大分県報

平成三十一年
第三〇七九号
四月二十六日

（金曜日）

目次

教育委員会規則	一
大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正	一
職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部改正	二
病院局管理規程	二
大分県病院局組織規程の一部改正	二
告示	二
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧（五件）	二
大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務の委託	四
道路の供用開始	四
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正	四
都市計画事業の事業計画の変更認可	四
教育委員会訓令甲	四
大分県教育委員会公印規程の一部改正	五
大分県立学校事務決裁規程の一部改正	五
警察本部訓令	五
大分県警察の監察に関する訓令	六
公告	六
競争入札参加者の資格に関する公示	六
総合評価一般競争入札の実施	七
土地改良区の役員の就退任（三件）	九
土地改良区連合の役員の就退任	一一
土地改良区の役員の退任	一二

○教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年四月二十六日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第九号

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

（大分県教育委員会行政組織規則の一部改正）

第一条 大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 教育庁

第一節 本庁の組織（第四条―第十二条）

第二節 教育事務所の組織（第十三条―第十六条）

第三節 職制（第十七条―第二十九条）

第三章 教育機関及び附属機関（第三十条―第三十三条）

附則

第四条の見出し中「、室」を削り、同条第二項の表以外の部分中「それぞれ」及び「又は室」を削り、同項の表中

「所又は室名」を「所名」に改め、同表の体育保健課の項を削る。

第五条第二十四号、第二十六号及び第二十九号、第八条第一号、第二号及び第七号並びに第八条の第二九号中「、所及び室」を「及び所」に改める。

第九条第一号及び第二号中「及び室」を削り、同条第四号中「、所及び室」を「及び所」に改める。

第十一条の四第十五号を削る。

第十一条の六を削る。

第十二条（見出しを含む。）中「、所及び室」を「及び所」に改める。

第二章第三節及び第四節を削る。
第二章第五節を同章第三節とする。
第十八条の表以外の部分中「、室」を削り、同条の表中

「**課、所、室又は班名**」

を「**課、所又は班名**」

に改め、同表の室長の項を削

り、同表の参事の項及び参事（総括）の項中「、室」を削り、同表の室長補佐（総括）の項及び室長補佐の項を削り、同表の主幹の項、主任社会教育主事の項、社会教育主事の項、副主幹の項、主査の項、社会教育主事補の項及び専門員の項中「、室」を削る。
第二十七条中「（以下「事務職員」という。）」、「、室長補佐」及び「（以下「指導主事」という。）」を削る。

第二十八条中「、所及び室」を「及び所」に改める。

（大分県教育功労者表彰規則の一部改正）

第二条 大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、所長及び室長」を「及び所長」に改める。

（大分県教育センター管理規則の一部改正）

第三条 大分県教育センター管理規則（昭和四十五年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「、室」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年四月二十六日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十号

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の由布市の項中「阿蘇野小学校、」を削り、同部のへき地学校に準ずる学校の款の別府市の項中「朝日小学校湯山分校、」を削り、同表の中

学校の部の第一級学校の款の玖珠郡の項を削り、同部の第二級学校の款の玖珠郡の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○病院局管理規程

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

大分県病院局長 田代英哉

大分県病院局管理規程第五号

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程

大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四十四号を次のように改める。

第四十四 患者総合支援センター

第五条第五項の表の医事・相談課の項中「、地域医療連携班」を削り、同条に次の一項を加える。

7 患者総合支援センターに次に掲げる室を置く。

- 一 地域医療連携室
- 二 患者総合相談室
- 三 入院支援室

第六条第一項の表の診療支援センターの項中「診療支援センター」を「患者総合支援センター」に改め、同項分掌事務の欄に次の一号を加える。

二 入院支援に関すること。

附則

この規程は、公示の日から施行する。

○告示

大分県告示第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、日田市大

字小野二千二百七十二番地の美野英俊ほか十七名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 (区画整理)	日田二期地区	平三一・四・二六から 平三一・五・一六まで	日田市役所

大分県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、日田市天瀬町五馬市千三百五番地二の湯浅正徳ほか十四名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備)	日田二期地区	平三一・四・二六から 平三一・五・一六まで	日田市役所

大分県告示第二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、豊後高田市小田原二千五百六十九番地の桑原利幸ほか四名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営危険ため池緊急整備事業 (ため池整備)	迫田溜池地区	平三一・四・二六から 平三一・五・一六まで	豊後高田市役所

大分県告示第二百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐市大字今仁千二十五番地の山田武則ほか五名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営危険ため池緊急整備事業 (ため池整備)	山池地区	平三一・四・二六から 平三一・五・一六まで	宇佐市役所

大分県告示第二百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐市院内町副千六百四十五番地の佐藤正記ほか四名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県管危険ため池緊急整備事業 (ため池整備)	長尾溜池地区	平三一・四・二六から 平三一・五・一六まで	宇佐市役所

大分県告示第二百四十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、次のとおり大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五

大分県民の森施設指定管理者

公益財団法人森林ネットおおい

理事長 重 本 悟

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

大分県告示第二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年四月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道大泊浜徳浦線	臼杵市大字風成字浜六〇二番一〇から 臼杵市大字風成字天神森脇八九七番八まで	平三一・四・二六

大分県告示第二百四十八号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び佐伯土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

九 佐伯港の(二) 概要の表中

「	C-1-4	岸壁	一七六・〇〇メートル	水深一〇・〇メートル	」	を
「	C-1-4	岸壁	二四六・〇〇メートル	水深一〇・〇メートル	」	に

改める。

附則

この告示は、平成三十一年五月一日から施行する。

大分県告示第二百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画下水道事業

大分市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和四十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

変更後 昭和四十一年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

(植田処理区)
変更なし

(中央処理区)

昭和四十七年大分県告示第六百九十三号、昭和四十八年大分県告示第一百十二号、昭和五十一年大分県告示第九百六十八号、平成元年大分県告示第九百八十三号、平成三年大分県告示第九百九十八号、平成七年大分県告示第二百五十四号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十六年大分県告示第九百九十九号、平成十八年大分県告示第六百五十五号、平成十九年大分県告示第五百四十四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号及び平成三十年大分県告示第六百号の事業地に大字生石字川向、字下ノ田、字五月殿、字前田及び字久保田の各一部並びに大字駄原字樽井の一部を追加する。

(東部処理区)

変更なし

(大在処理区)

昭和五十三年大分県告示第三百三十二号、昭和六十二年大分県告示第九百三十号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十四年大分県告示第五百六十六号、平成十六年大分県告示第九百九十九号、平成十七年大分県告示第五十四号、平成十七年大分県告示第九百七十七号、平成十八年大分県告示第六百五十五号、平成十九年大分県告示第五百四十四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号及び平成三十年大分県告示第六百号の事業地に三佐一丁目全部、三佐二丁目全部、三佐三丁目全部、三佐四丁目全部、三佐五丁目全部、三佐六丁目全部、大字海原字新町の全部並びに大字海原字東新田、字見安、字天神元、字黒石、字池田、字今石、字鶴及び字久世ヶ瀬の各一部、大字三佐字堀川、字本町、字三佐田、字八坂原及び字備中の全部並びに大字三佐字地藏元及び字仲洲の各一部並びに大字鶴崎字西浜の一部を追加する。

(南部処理区)

変更なし

2 使用の部分

(植田処理区)

変更なし

(中央処理区)

変更なし

(東部処理区)

変更なし

(大在処理区)

変更なし

(南部処理区)

変更なし

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第二十二号

教育機関

大分県教育委員会公印規程（昭和四十年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十六日

大分県教育委員会

附則

別表の大分県教育庁室長印の項を削る。

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第二十三号

本庁

大分県立学校事務決裁規程（平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十六日

大分県教育委員会

第二条第五号中「並びに」を「及び」に改め、「及び室」を削る。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第21号

警察本部
警 察 学 校 署
警 察 署

大分県警察の監察に関する訓令（平成14年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月26日

大分県警察本部長 石川 泰三

第3条第2項中「次に掲げる」を「業務運営の実態を把握するための」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「次に掲げる」を「服務の実態を把握するための」に改め、同項各号を削る。

第5条を次のように改める。

（監察の実施）

第5条 監察は、監察実施計画に従い行うほか、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があるときに、その都度、速やかに行うものとする。

第8条中「四半期ごとに」を「監察実施計画の内容に応じて毎年度」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月26日から施行する。

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等又は特定役務の種類
大分県総務事務システム開発業務委託
- 二 競争入札の参加者資格

1 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の四に規定する者

(二) 営業に関し必要な許可、認可等を得ていない者

(三) 営業年数が一年未満の者

(四) 県税を滞納している者

(五) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(六) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

2 競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。

(一) 営業概要

イ 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）

ロ 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）

ハ セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県商工観光労働部情報政策課電子自治体推進班
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七（五〇六）二〇七一

3 申請の時期

平成三十一年四月二十六日（金曜日）から五月十七日（金曜日）までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、三の規定により入札参加資格を取得した日から、平成三十三年三月三十一日までとする。

五 申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikakuhtml>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 令第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規定（平成十四年大分県告示第五百五十六号）第二条の各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。

平成31年4月26日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 大分県総務事務システム開発業務委託

(2) 委託契約期間 契約締結の日から平成33年3月30日（火）まで

(3) 履行内容 別途配布する「大分県総務事務システム開発業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行場所 大分県総務部総務事務センターほか大分県が指定する場所

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県総務部総務事務センター企画経理班

F 870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎本館3階）

電話097-506-3466 FAX097-506-1823

3 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）上に平成31年6月4日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

4 物品等電子入札システムの利用

物品等電子入札システムで入札の手続を行う。その他、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。

5 入札及び契約の事務において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

6 入札参加条件

次の要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。

(3) ISO27001及びプライバシーマークを取得している者であること。

(4) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を希望する場合は、大分県物品等電子入札システム運用基準に示す手続を行い、その承認を得ること。

(5) この公告の日から9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

<p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>7 競争入札に参加する者に必要な資格等申請の時期及び場所</p> <p>(1) 6(2)における資格を新たに取得しようとする者の申請の期限及び提出先等については、以下のとおりとする。</p> <p>ア 申請の期限 平成31年5月17日（金）17時00分</p> <p>イ おお、その後も随時受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>イ 申請書類の入手場所及び提出先 大分県商工観光労働部情報政策課電子自治体推進班 電話097-506-2071 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎本館7階） 大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html</p> <p>(2) 6(4)における申請等の期限及び方法等については、以下のとおりとする。</p> <p>ア 申請等の期限 平成31年5月31日（金）17時00分</p> <p>イ 申請等の方法 物品等電子入札システムにより申請を行うものとする。ただし、紙による入札を希望する場合は、大分県物品等電子入札システム運用基準に従い、2の場所に持参又は郵送（簡易書留・親展・期間内必着）により必要書類を提出すること。</p> <p>ウ 承認に必要な書類 アの期限までに、6(3)の証明書の写しを2の場所に持参又は郵送（簡易書留・親展・期間内必着）により提出すること。</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 物品等電子入札システムにより、下記の期間に入札金額を入力するものとする。 ただし、紙による入札の承認を得た者は、2の場所へ下記期間中に持参又は郵送により提出することを認める。</p>	<p>期間 自 平成31年4月26日（金）9時00分 至 平成31年6月4日（火）17時00分</p> <p>9 開札の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成31年6月5日（水）10時00分</p> <p>(2) 場所 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎本館41会議室（県庁舎本館4階） 入札保証金及び契約保証金 免除とする。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>11 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、速やかに別に定める日時において再入札を行う。</p> <p>12 再入札 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、速やかに別に定める日時において再入札を行う。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 入札説明書別記「提案書評価表」に示す各項目について、提案内容の評価に応じて上限の範囲内で加算し、技術点（600点満点）とする。</p> <p>(2) 入札価格について次の式により算出し、価格点とする。 価格点＝満点の価格点（200点）×（1－入札価格／予定価格）</p> <p>(3) 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、各評価項目の全てについて基準を満たし、かつ、技術点と価格点の合計点が最も高い者を契約の相手方とする。</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者であること。</p> <p>イ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者であること。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められたときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者のうち、合計点が次に高い者を落札者とする場合がある。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荻柏原土地改良区（竹田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役名	氏名	住所
理事	佐藤 慶一	竹田市荻町新藤六九番地
〃	小出 美紀夫	〃 荻町高練木二二四二番地
〃	工藤 房士	〃 荻町馬場四二〇番地
〃	穴見 一男	〃 荻町馬場一六一番地三
〃	倉野 武臣	〃 荻町宮平三五七四番地三
〃	後藤 紀美昭	〃 荻町恵良原一七六五番地
〃	渡邊 幸生	〃 荻町藤渡三三〇番地二
〃	戸井田 西二	〃 荻町桑木七八九番地
〃	後藤 誠二	〃 荻町柏原三〇七〇番地
〃	瀬井 勇生	〃 荻町叶野一四七二番地
〃	本田 龍徳	〃 荻町高城六一三番地
〃	寺山 康成	〃 荻町瓜作四五七三番地一〇
監事	後藤 廣美	〃 荻町桑木四六三番地五
〃	吉良 文夫	〃 荻町宮平三六九二番地三
〃	田平 茂博	〃 荻町藤渡三〇一番地
（就任役員）		
役名	氏名	住所
理事	佐藤 慶一	竹田市荻町新藤六九番地

〃	本田 満	〃 荻町馬場五六三番地一四六
〃	中島 典浩	〃 荻町馬場五二八番地一七
〃	小伏間 賢司	〃 荻町政所二三八番地
〃	倉野 武臣	〃 荻町宮平三五七四番地三
〃	野仲 良勝	〃 荻町馬場一〇九三番地
〃	佐藤 賢一	〃 荻町瓜作四五五番地
〃	高橋 尚生	〃 荻町恵良原一九八三番地二
〃	徳永 信二	〃 荻町木下六〇六番地
〃	後藤 幸男	阿蘇郡高森町大字河原一七〇四番地一
〃	倉野 勇治	竹田市荻町陽目六二九番地二
〃	吉良 弘幸	〃 荻町仏面九六八番地
監事	赤峰 幸一	〃 荻町政所二三四番地
〃	原 眞治	〃 荻町高練木二二六七番地
〃	伊丹 良美	〃 荻町高城九五〇番地四

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、駅前川土地改良区連合（宇佐市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役名	氏名	住所
（退任役員）		
理事	本多 通孝	宇佐市大字橋津三六〇番地
〃	今仁 恵道	〃 大字山下三九五番地
〃	大森 孝	〃 大字畑田一一四九番地

平成三十一年四月二十六日

大分県報（公告）

平成三十一年四月二十六日

大分県報（公告）

一一一

役員名		氏名		住所	
〃	岩男立夫	〃	院内町台一五六番地	〃	〃
〃	辛島八郎	〃	大字辛島一七六番地	〃	〃
〃	田口良一	〃	大字北宇佐二〇四一番地	〃	〃
〃	山本央徂	〃	大字上庄一二〇五番地	〃	〃
〃	小野次信	〃	安心院町平山一四三番地の一一九	〃	〃
〃	安部君好	〃	安心院町龍王一二六番地の三	〃	〃
〃	是永修治	〃	大字下矢部一四八二番地の三	〃	〃
〃	有瀬義徳	〃	大字城井一六八七番地	〃	〃
〃	佐田則昭	〃	安心院町内川野四三一番地の一	〃	〃
〃	原田正己	〃	大字清水二五〇番地の一	〃	〃
〃	都甲英之	〃	大字松崎一七四九番地の二	〃	〃
〃	菅原維範	〃	安心院町尾立五五番地の一	〃	〃
〃	本多通孝	〃	宇佐市大字橋津三六〇番地	〃	〃
〃	田口良一	〃	大字北宇佐二〇四一番地	〃	〃
〃	相良正信	〃	大字川部九四一番地	〃	〃
〃	高牟禮健治郎	〃	大字下高一三三番地	〃	〃
〃	松吉芳彦	〃	大字西高家六〇二番地	〃	〃
〃	木部軍治	〃	大字上庄一八五一番地	〃	〃
〃	安部君好	〃	安心院町龍王一二六番地の三	〃	〃
〃	小野次信	〃	安心院町平山一四三番地の一一九	〃	〃
〃	御堂了圓	〃	院内町平原四七五番地	〃	〃
〃	是永修治	〃	大字下矢部一四八二番地の三	〃	〃

役員名		氏名		住所	
〃	有瀬義徳	〃	大字城井一六八七番地	〃	〃
〃	佐田則昭	〃	安心院町内川野四三一番地の一	〃	〃
〃	園元勝則	〃	大字佐々礼一一三四番地	〃	〃
〃	磯田保彦	〃	大字上時枝八八九番地	〃	〃
〃	菅原維範	〃	安心院町尾立五五番地の一	〃	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西原土地改良区（豊後大野市）から、退任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

役員名	氏名	住所
神品啓明	豊後大野市三重町西泉二五一番地	〃